

令和8年度 市民税・県民税・森林環境税(国税)

# 給与所得に係る特別徴収のしおり

和歌山県 御坊市

## 目 次

■ 特別徴収義務者指定通知書 .....	1
■ 和歌山県及び県内すべての市町村からのお知らせ	2
■ 特別徴収の事務処理 .....	3 ~ 4
■ 給与所得者異動届出書の書き方 .....	5 ~ 7
■ 特別徴収税額の納入 .....	8 ~ 10
■ 退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収 .....	11

■ よくある質問 .....	12
■ 給与所得者異動届出書 .....	13
■ 特別徴収への切替申請書 .....	14
■ 特別徴収義務者の名称・所在地等変更届出書 ...	15
■ 指定通知書 .....	16
(御坊市外の郵便局へ納入される特別徴収義務者の方)	

<問い合わせ先> 御坊市役所 税務課

〒644-8686 和歌山県 御坊市 藪 350番地2

直通 0738 (23) 5504

FAX 0738 (24) 2890

# 市民税・県民税・森林環境税 特別徴収義務者指定通知書

地方税法第41条及び第321条の4第1項並びに御坊市税賦課徴収条例第44条の規定によって貴社(庁)を令和8年度市民税・県民税・森林環境税の特別徴収義務者として指定します。

令和8年5月

御坊市長 三浦源吾

## はじめに

給与所得に係る市民税・県民税、並びに森林環境税の特別徴収につきまして、平素より格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、令和8年度の市民税・県民税・森林環境税の特別徴収をお願いすることになりました。つきましては、関係書類を送付いたしますので、よろしくご願ひいたします。

### ○書類のご確認

受取方法が書面の場合、次の書類が同封されているか確認してください。

- 1 令和8年度 給与所得に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定通知書(特別徴収義務者用)
- 2 令和8年度 給与所得に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)
- 3 納入書

[私製の納入書及び銀行の納入代行を利用されている事業所等には送付していません]

### ○特別徴収義務者のご確認

上記の1の通知書に記載されている納税義務者が、特別徴収できるか確認してください。

退職・転勤している方が記載されている場合は、至急、13頁の「給与所得者異動届出書」を税務課へ提出してください。

### ○私製の納入書及び銀行の納入事務代行を新たに利用される場合

次の事項を必ず記入してください。

市区町村コード	302058
口座番号	00920-0-960280
加入者名	御坊市 会計管理者

### ○お願い

- 1 各月の納入税額を誤って納入し、ほかの月で増額・減額して調整する際にはご連絡ください。
- 2 納税義務者が退職・転勤等した場合に、異動届が提出されないと、異動者の特別徴収税額が特別徴収義務者のもとのままになります。このため、本来納入義務のない税額が未納扱いとなり督促状の発送等が行われることとなりますので必ず提出してください。

## 和歌山県及び県内全30市町村からのお知らせ

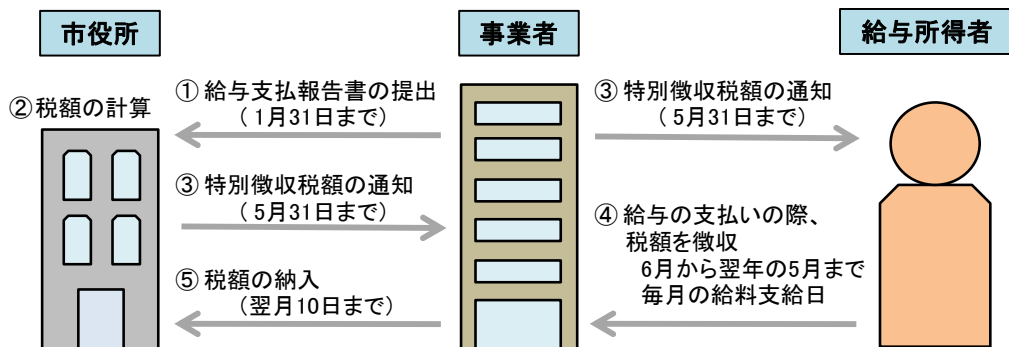
平成30年度から全ての事業者を特別徴収義務者に指定し、個人住民税の特別徴収義務の履行を徹底します。

- 個人住民税の特別徴収とは、給与支払者が所得税の源泉徴収と同様に毎月従業員（正規雇用だけでなく非正規雇用も含む。）に支払う給与から個人住民税を徴収し、納入していただく制度です。
- 地方税法第321条の3、第321条の4等及び各市町村の税条例の定めにより、給与を支払う事業者は原則として特別徴収義務者として個人住民税を特別徴収していただくことになっています。

### 1 個人住民税等の特別徴収のしくみ

毎年5月31日までに特別徴収義務者に対して『特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用・納税義務者用）』を送付しますので、その税額を毎月の給料から徴収し、翌月の10日までに各従業員の住所地の市町村へ、市町村ごとの合算額を納入してください。

～イメージ～



### 2 個人住民税の特別徴収のメリット

#### (1) 従業員（給与所得者）にとって

- 毎月、給与から徴収されるため、納め忘れがありません。
- 一人ひとりが每期ごとに金融機関に出向く必要がありません。
- 1年分の税額を12回に分けるため、1回あたりの納付額が少なくなります。（普通徴収は年4回）

令和6年度から「森林環境税(国税)」が導入されました。

令和6年度から国内に住所を有する個人に対して課税される森林環境税(国税)が導入されました。森林環境税は、市民税・県民税均等割の枠組みを用いて年額1,000円を市町村が賦課徴収することとされ、その税収は全額が森林環境譲与税として都道府県・市町村へ譲与されます。なお、市民税・県民税均等割は、東日本大震災復興基本法に基づき、平成26年度から令和5年度までの10年間、臨時的にそれぞれ年間500円が引き上げられていました。この臨時的措置が令和5年度で終了し、令和6年度から新たに森林環境税が賦課徴収されることになりました。

令和6年度以降の市・県民税均等割額及び森林環境税(国税)について

	令和5年度まで	令和6年度以降
森林環境税(国税)	なし	1,000円
県民税均等割額	2,000円(うち、復興増税500円、紀の国森づくり税500円)	1,500円(うち、紀の国森づくり税500円)
市民税均等割額	3,500円(うち、復興増税500円)	3,000円
合計	5,500円	5,500円

森林を県民の財産として守り育てるための「紀の国森づくり税」が延長されました。

平成19年度から実施されている「紀の国森づくり税」が令和4年度から引き続き5年間延長されました。

○目的… 水源のかん養、県土の保全等の公益的機能を有する森林からすべての県民が恩恵を受けているとの認識に立ち、森林を県民の財産として守り育て、次の世代に引き継いでいくことを目的として、県民の理解と協力のもと、森林環境の保全及び森林と共生する文化の創造に関する施策に要する経費の財源を確保するため、県民税の均等割を加算します。

○対象… 個人の県民税均等割の納税義務者

○税額… 500円(均等割に加算)

○期間… 平成19年度から令和8年度までの各年度

○使途… 紀の国森づくり基金に積み立て、県民の理解と協力のもと、森林環境の保全及び森林と共生する文化の創造に関する施策に使われます。

## 特別徴収の事務処理

### 1 特別徴収とは

給与の支払者(特別徴収義務者)が、給与所得者(納税義務者)の個人住民税を毎月の給与から徴収し、その翌月10日までに市町村に納入する制度をいいます。

令和8年度の特別徴収は、令和8年6月分から令和9年5月分までとなります。

### 2 特別徴収税額の通知

特別徴収義務者に『特別徴収税額の決定通知書(特別徴収義務者用・納税義務者用)』を送付いたします。

各納税義務者に『納税義務者用』を5月31日までにお渡しください。

退職・転勤等により配付ができない場合は、返送と同時に給与所得者異動届出書を提出してください。

### 3 特別徴収税額の徴収

特別徴収税額の決定通知書(特別徴収義務者用)に記載されている各納税義務者の『月割額』を、給与から徴収してください。

年税額が5,500円以下の場合は、最初の徴収月の給与から全額を徴収することになります。

### 4 特別徴収税額の変更

特別徴収税額を通知後に、税額が変更になった場合は『特別徴収税額の変更通知書』を送付しますので、『変更後の月割額』で徴収してください。

なお、納税義務者用は、納税義務者にお渡しください。

### 5 納税義務者が異動したとき

納税義務者が退職・転勤等した場合は、異動した月の翌月10日までに『給与所得者異動届出書』(13頁)を提出してください。

なお、複数異動者がいるときはコピーしてください。

※ 給与支払報告書提出後、4月1日までに退職等した場合は、4月15日までに給与所得者異動届出書を提出してください。

※ 令和7年度個人住民税の課税市町村と、令和8年度給与支払報告書の提出市町村が異なる場合は、両方の市町村に給与所得者異動届出書を提出してください。

#### (1) 一括徴収・・・5頁《記載例1》をご参照ください。

退職、休職等により特別徴収できなくなった未徴収税額(残税額)の徴収は、次の区分により残税額を超える給与または退職手当等が支給される場合に一括徴収となります。

#### ●残税額の一括徴収にご協力ください。

退職等の年月日	残税額の徴収方法
令和8年6月1日から 令和8年12月31日まで	普通徴収 一括徴収 } 本人の選択
令和9年1月1日から 令和9年4月30日まで	一括徴収(本人の申出不要) ※一括徴収が義務付けられています。

※ 死亡による退職の場合の残税額の徴収は、一括徴収によらず普通徴収となります。

※ 退職者へのお知らせについて(12頁2参照)

※ 退職等により一括徴収した後、新しい勤務先が確定している場合の取扱いについては、お問合せください。

#### (2) 特別徴収継続・・・6頁《記載例2》をご参照ください

新しい給与支払者(勤務先)のもとで引き続き特別徴収を希望する場合は、新しい勤務先に月割額及び徴収開始月を連絡してください。給与所得者異動届出書は、新しい勤務先へ回送せず、特別徴収継続欄まで記入し、御坊市へ直接送付してください。

#### (3) 普通徴収への切替・・・7頁《記載例3》をご参照ください

一括徴収または特別徴収継続以外の場合は、普通徴収となります。

## 6 普通徴収から特別徴収への切替

市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書を受けとった後、就職・転職等により新たな納税義務者がおられる場合は、『特別徴収への切替申請書』(14頁)を御坊市に提出してください。

なお、普通徴収の納期が過ぎた分については、特別徴収への切替ができません。

## 7 特別徴収義務者の名称・所在地等の変更

特別徴収義務者の名称・所在地等に変更のあった場合は、速やかに『特別徴収義務者の名称・所在地等変更届出書』(15頁)を御坊市に提出してください。

## 8 納税義務者が転出したとき

令和8年度個人住民税は令和8年1月1日現在の住所地で課税されます。

御坊市で課税した納税義務者が、その後市外に転出しても、令和8年度の納税はすべて御坊市で行われます。

\* 転出による異動届出書は不要です。

## 9 審査請求

市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書の記載事項に不服がある場合は、通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、以下の場合においては、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分、処分の執行または手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

## ※ 届出書・申請書の様式変更

番号法の施行により下記の様式(13頁～15頁)に個人番号・法人番号欄が追加されましたので必ず記入して提出してください。

- ・ 特別徴収に係る給与所得者異動届出書 13頁
- ・ 特別徴収への切替申請書 14頁
- ・ 特別徴収義務者名称・所在地等変更届出書 15頁



注意事項等

1 本書は、特別徴収の（個人の市町村民税・道府県民税（住民税）・森林環境税（国税））を給与差引している又は特別徴収の給与支払報告書を提出した（退職・転勤等）  
2 機械読み取りを行う場合がありますので、太枠内へ記入してください。訂正する場合は二重線で抹消してください。  
3 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

整理番号		給与課		特別徴収指定番号	7年度
御坊 花子		7年度		宛番号	
0738-23-5504		8年度		特別徴収指定番号	90010101
123		8年度		宛番号	
〒644-8686		住所		御坊市 市長村長	
御坊市 菌350番地2		住所		令和 8年 11月 1日 提出	
株式会社 花まるごぼう		給与支払者		個人番号又は法人番号 (右詰めでご記入ください)	
9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9		個人番号又は法人番号			
フリガナ	ゴボウ イチロウ	フリガナ	御坊 一郎	フリガナ	御坊市 菌378番地1
氏名	御坊 一郎	氏名	御坊 一郎	住所	御坊市 菌378番地1
生年月日	3 56 年 10 月 12 日	生年月日	3 56 年 10 月 12 日	住所	御坊市 菌378番地1
個人番号	8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	個人番号	8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	住所	御坊市 菌378番地1
特別徴収額 (年税額)	(ア) 120,000 円	特別徴収額 (年税額)	(イ) 50,000 円	特別徴収額 (年税額)	(ウ) 70,000 円
徴収済税額	6 月分から 10 月分まで	未徴収税額 (ア) - (イ)	11 月分から 5 月分まで	異動年月日	令和 8年 10月 31日
例) 11月10日納期限分の場合→10月分				異動の事由	※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。
				番号を記入	1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他
				番号を記入	① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付)

① 特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

〒	640-0001	特別徴収指定番号		新しい勤務先へは、	月割額 10,000 円 を 11 月分
所在地	和歌山市小松原通1丁目1番地	担当者		電話番号	073-411-1111
フリガナ	カブシキガイシャ ワカヤマショウジ	法人番号		受給者番号	12345
株式会社	わかやま商事	納入書の要否	1	番号を記入	① 必要 ② 不要

② 一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

番号を記入	1. 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2. 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。	徴収予定額 (ウ)と同額を右欄に記入	円	左記の一括徴収した税額は、	円	月分 (翌月10日納期限) で納入します。
-------	--	--------------------	---	---------------	---	-----------------------

③ 普通徴収の (一括徴収しない) 場合 (①及び②に当てはまらない場合に記入してください。)

番号を記入	異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 1. 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。 2. 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額 (ウ) を一括徴収できないため。 3. 死亡による退職のため
-------	---

旧特別徴収処理欄	7年度	月分以降の月割額は		1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検
	8年度	月分以降の月割額は		1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検

《記載例2》 特別徴収継続の場合

注意事項等

1 本書は、特別徴収の（個人の市町村民税・道府県民税（住民税）・森林環境税（国税）を給与差引している又は特別徴収の給与支払報告書を提出した）従業員等が、提出不要です。  
 2 機械読み取りを行う場合がありますので、太枠内へ記入してください。訂正する場合は二重線で抹消してください。  
 3 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書  
 給与支払報告  
 特別徴収

受付印		整理番号	
〒 644-8686	課税関係氏名電話番号内線	給与課 御坊 花子	7年度 特別徴収指定番号 宛番号
御坊 市長村長		0738-23-5504	8年度 特別徴収指定番号 宛番号
令和 8 年 11 月 1 日 提出	株 式 会 社 花 ま る ご ぼ う	123	90010101
給与所得者住所 フリガナ 御坊 一郎 氏名 御坊 一郎 生年月日 3 月 56 年 10 月 12 日 個人番号 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 住所 御坊市菌378番地1	特別徴収税額 (年税額) 120,000 円	異動年月日 令和 8 年 10 月 31 日	異動の事由 ※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。 番号を記入 1 退職 2 転勤 3 休職・長欠 4 死亡 5 支払少額・不定期 6 合併・解散 7 その他 7.その他の理由を右欄へ記入
給与所得者住所 フリガナ 御坊 一郎 氏名 御坊 一郎 生年月日 3 月 56 年 10 月 12 日 個人番号 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 住所 御坊市菌378番地1	特別徴収税額 (年税額) 120,000 円	異動年月日 令和 8 年 10 月 31 日	異動後の未徴収税額の徴収方法 番号を記入 3 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付)

① 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

新しい勤務先（特別徴収義務者） フリガナ 氏名 住所 特別徴収指定番号	担 氏 名 電 話 者 者 者 新しい勤務先へは、 月割額 円 を 月分 (翌月10日納期限)から徴収し、納入するよう連絡済みです。 ※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。
法人番号 *新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。	受給者番号 納入書の要否 (新規の場合のみ記載) 番号を記入 ① 必要 ② 不要

② 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

番号を記入 1. 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2. 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。	徴収予定額 (ウ)と同額を右欄に記入	円	左記の一括徴収した税額は、	月分 (翌月10日納期限) で納入します。
---	--------------------	---	---------------	-----------------------

③ 普通徴収の（一括徴収しない）場合 (①及び②に当てはまらない場合に記入してください。)

番号を記入 1. 異動年月日が6月1日～12月31日かつ本人からの申出がないため。 2. 異動年月日が1月1日～4月30日かつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3. 死亡による退職のため	異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。
---	-------------------------------------

旧特別徴収処理欄	7 年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検
	8 年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検

《記載例3》 普通徴収への切替の場合

## 特別徴収税額の納入

### 1 特別徴収税額の納入と納期限

納税義務者から徴収した月割額は、徴収した月の翌月10日まで(休日及び金融機関の休業日にあたる場合は、その翌日)に、金融機関等で納入してください。

### 2 特別徴収税額の延滞金

特別徴収義務者が納期限までに納入しなかった場合は、納期限の翌日から納入日までの期間の日数に応じ、延滞金を加算して納入することになります。

下記により算出された延滞金を納入してください。

	本 則	現 行
納期限の翌日から1カ月を経過した日以後	14.6%	延滞金特例基準割合+7.3%
納期限の翌日から1カ月を経過する日まで	7.3%	延滞金特例基準割合+1%

- \* 延滞金特例基準割合については、税務課までお問い合わせください。
- \* 計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるときは端数を切り捨て、税額の全額が2,000円未満であるときは全額を切り捨てます。
- \* 算出された延滞金に100円未満の端数があるときは切り捨て、延滞金が1,000円未満であるときは全額を切り捨てます。

### 3 特別徴収税額の納期の特例

給与の支払いを受ける人が常時10人未満の事業所等には、『特別徴収税額の納期の特例』制度があります。

毎月徴収した税額を年2回まとめて納入するもので、市長の承認が必要です。

手続きは、税務課にお尋ねください。

### 4 納入取り扱い金融機関等 (令和8年5月現在)

(1) 御坊市役所

(2) 御坊市指定金融機関 紀陽銀行

御坊市収納代理金融機関

きのくに信用金庫  
 近畿労働金庫  
 和歌山県農業協同組合  
 なぎさ信用漁業協同組合連合会  
 (旧:和歌山県信用漁業協同組合連合会)  
 近畿2府4県に所在する ゆうちよ銀行  
 または郵便局

#### ● 御坊市外の郵便局へ納入される特別徴収義務者の方

従来利用していた郵便局以外の郵便局へ納入される場合は、16頁の「指定通知書」にて手続きをお願いします。

ただし、前年度までに納入機関として既に指定した郵便局に本年も納入される場合は、指定通知書の提出は必要ありません。



③ 予備の納入書を使用される場合

納入書を書き損じたり、納入書が破損したときは、納入書つづりの後ろにとじてある予備の納入書を使用ください。

- ・ 「納入金額(2)」の欄……給与分、退職所得分等の納入すべき金額をそれぞれの欄に記入してください。
- ・ 「 年 月分」の欄……徴収年月です。1～9月分については、01、09と2桁で記入してください。
- ・ 「納期限」の欄……徴収月(給与等支給月)の翌月10日(その日が土曜日・休日に該当するときは、その翌日)が納期限です。

和歌山県御坊市 市県民税特別徴収 <b>領収証書</b> (公)	和歌山県御坊市 市県民税特別徴収 <b>納入書</b> (公)	和歌山県御坊市 市県民税特別徴収 <b>納入済通知書</b> (公)
市区町村コード 口座番号 加入者名 3 0 2 0 5 8 00920-0-960280 御坊市会計管理者	市区町村コード 口座番号 加入者名 3 0 2 0 5 8 00920-0-960280 御坊市会計管理者	市区町村コード 口座番号 加入者名 3 0 2 0 5 8 00920-0-960280 御坊市会計管理者
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。
納入金額(2)	納入金額(2)	納入金額(2)
(特別徴収義務者) 429-111111 〒644-0002 住所又は 和歌山県御坊市菌350番地2 所在地 氏名 又は 名称 株式会社 花まるごぼう 様	(特別徴収義務者) 429-111111 〒644-0002 住所又は 和歌山県御坊市菌350番地2 所在地 氏名 又は 名称 株式会社 花まるごぼう 様	(特別徴収義務者) 429-111111 〒644-0002 住所又は 和歌山県御坊市菌350番地2 所在地 氏名 又は 名称 株式会社 花まるごぼう 納
上記のとおり領収しました。 (納入者保管)	上記のとおり納入します。 (金融機関又はゆうちょ銀行等保管)	上記のとおり通知します。

・ 納入書の納入金額欄に記入いただく字体は、次の標準字体にならって記入してください。 この場合、納入金額の頭に¥記号は記入しないでください。

標準字体 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 コンピューターが読み取れる字体で記入してください。

# 退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収

(平成25年1月1日以降適用)

退職者に支払われる退職手当等に係る市民税・県民税は、所得税の場合と同様に他の所得と区分して、退職手当等の支払われる月に特別徴収してください。

## 1 納入市町村

納入市町村(課税市町村)は、退職手当等の支払いを受けるべき日(通常は退職した日)の属する年の1月1日現在における退職者の住所地の市町村です。

## 2 税額の計算方法《計算例》を参照》

① 退職所得控除額を計算します。

勤続年数	退職所得控除額
1年未満の端数がある場合は切り上げ	
20年以下の場合	40万円×勤続年数(80万円に満たない場合は80万円)
20年を超える場合	800万円+70万円×(勤続年数-20年)
障害による退職の場合	100万円加算

② 退職所得の金額を計算します。(退職所得の金額は、千円未満を切り捨て)

$$\left( \text{退職手当等の収入金額} - \text{退職所得控除額} \right) \times 1/2 = \text{退職所得の金額}$$

※ 勤続年数が5年以内の法人役員等(注)については、2分の1を乗せずに計算します。また、令和5年1月1日以降に支払われる勤続年数が5年以内の退職金(法人役員等を除く)については、退職手当等から退職所得控除額を控除した金額のうち300万円を超える部分は全額課税の対象です。(注)法人税法上の法人役員、国会・地方議員及び国家・地方公務員をいいます。

③ 税額を計算します。(市民税額(A)、県民税額(B)は、百円未満を切り捨て)

退職所得の金額	×	税率		=	特別徴収すべき税額	
		市民税	県民税		市民税額	県民税額
		6%	4%		(A)	(B)

## 3 納入方法

特別徴収した退職手当等に対する市民税・県民税は、徴収した月の翌月10日までに、金融機関等で納入してください。

納入書には、『納入金額』の『退職所得分』欄に金額を記入し、裏面の納入申告書にも所要事項(記入例を参照)を記入してください。

## 計算例

○ 退職手当等の収入金額1,100万円、勤続年数21年の場合

① 退職所得控除額を計算します。

$$800\text{万円} + 70\text{万円} \times (21\text{年} - 20\text{年}) = 870\text{万円}$$

② 退職所得控除額を計算します。

$$\left( \begin{array}{|c|} \hline \text{退職手当等の収入金額} \\ \hline 1,100\text{万円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{退職所得控除額} \\ \hline 870\text{万円} \\ \hline \end{array} \right) \times 1/2 = \begin{array}{|c|} \hline \text{退職所得の金額} \\ \hline 115\text{万円} \\ \hline \end{array}$$

③ 税額を計算します。

退職所得の金額 115万円	×	税率		=	税率	
		市民税	県民税		市民税額	県民税額
		6%	4%		69,000円	46,000円

## 記入例

退職所得に係る市町村民税 納入申告書										
御坊市長 殿										
令和8年12月2日提出					令和8年11月分		人員		1人	
退職手当等支払金額					+	億	千	百	十	円
						1	1	0	0	0
特別徴収税額	市町村民税							6	9	0
	県民税							4	6	0
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。										
特別徴収義務者	住所	〒644-0002								(受付印)
	又は所在地	御坊市菌350番地2								
	氏名	株式会社 花まるごぼう (印)								
	又は名称									
法人番号	9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9									
又は個人番号										
※ お手数ですが退職者についてご記入ください。										
1	1月1日の住所	御坊市菌378番地1								
	氏名	御坊 一郎			退職年月日	令和8年10月31日				
	勤続年数	21年0月		退職支払金額	11,000,000円					
	特別徴収税額	市町村民税		69,000円		県民税		46,000円		
2	1月1日の住所									
	氏名				退職年月日	年 月 日				
	勤続年数	年 月		退職支払金額	円					
	特別徴収税額	市町村民税		円		県民税		円		

## よくある質問

### 1 年の途中で引っ越しをした場合の納税地は？

従業員が令和8年6月20日にA市からB市に引越した場合、令和8年1月1日現在で従業員の住所はA市にあったのですから、その後B市に引っ越したとしても、令和8年度分の個人住民税は、A市に納めていただくこととなります。

(4頁「8 納税義務者が転出したとき」を参照)

### 2 退職後の従業員の住民税の納入方法は？

個人住民税は前年の所得に対して課税され、給与所得者の場合は、6月から翌年5月までの12回に分けて給与から徴収することになっています。

例えば、従業員が10月に会社を退職した場合、11月から翌年の5月までの個人住民税の月割額を給与から徴収することができないため、退職後到来する普通徴収の各納期に分けて個人で納付していただくこととなります。

従業員が退職等した場合は、その月の翌月10日までに「給与所得者異動届出書」(13頁)を提出してください。

なお、退職者の便宜を図るため、退職時に残税額を一括徴収して納める方法があります。

(3頁「5 納税義務者が異動したとき (1)一括徴収《記載例1》」を参照)

### 3 昨年退職したのに、今年の住民税額が変わらないのは何故？

個人住民税は、前年中の給与等の所得に対してその翌年度に課税する税金です。

したがって退職した年の給与は、その翌年度の課税対象となります。

### 4 住宅借入金等特別税額控除の額は、税額通知書のどこに記載されていますか？

特別徴収税額通知書(納税義務者用)の摘要欄に、『住借特控 市:\*\*\*\*円、県:\*\*\*\*円』と記載されています。

なお、税額から控除される金額(税額控除額⑤に含まれています)であり、還付される金額ではありません。

注意事項等

1 本書は、特別徴収の（個人）の市町村民税・道府県民税（住民税）・森林環境税（国税）を給与差引している又は特別徴収の給与支払報告書を提出した（従業員等が、異動（退職・転勤等）した）場合に提出いただく用紙です。提出期限は、**該当の従業員等の異動があった月の翌月10日までです。**従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。  
 2 機械読み取りを行う場合がありますので、太枠内へ記入してください。訂正する場合は二重線で抹消してください。  
 3 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書  
 特別徴収

受付印

整理番号

市町村長 令和 年 月 日 提出 給与特別徴収義務者 所在地名称 個人番号又は法人番号 (右語めでご記入ください)	特別徴収指定番号 7年度 8年度	特別徴収番号 特別徴収番号 宛番号	課税氏名 担当者 電話番号 内線	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額 例) 11月10日納期限分の場合→10月分	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動年月日	異動の事由 ※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。	異動後の未徴収税額の徴収方法
				氏名 フリガナ 生年月日 元号 1月1日現在 異動後	特別徴収税額 (年税額)	月分から 月分まで	月分から 月分まで	令和 年 月 日	番号を記入 1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 7. その他の理由を右欄へ記入

① 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

新しい勤務先 (特別徴収義務者) 所在地名称 フリガナ	特別徴収指定番号	氏名 担当者 電話番号	新しい勤務先へは、 月割額 円 を 月分 (翌月10日納期限) から徴収し、納入するよう連絡済みです。 ※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。
法人番号 *新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。	受給者番号	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	番号を記入 ① 必要 ② 不要

② 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

番号を記入 1. 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2. 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。	徴収予定額 (ウ)と同額を右欄に記入	円	左記の一括徴収した税額は、 月分 (翌月10日納期限) で納入します。
---	--------------------	---	-------------------------------------

③ 普通徴収の（一括徴収しない）場合 (①及び②に当てはまらない場合に記入してください。)

番号を記入 異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 1. 異動年月日が6月1日～12月31日かつ本人からの申出がないため。 2. 異動年月日が1月1日～4月30日かつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3. 死亡による退職のため	旧特別徴収処理欄 7年度 月分以降の月割額は 特別徴収義務者を変更 普通徴収切替 一括徴収 その他 8年度 月分以降の月割額は 特別徴収義務者を変更 普通徴収切替 一括徴収 その他	入力者 点検
--	--	-----------

市町村処理欄

A	B	C	D	E	F
G	H	I	J	K	L

## 特別徴収への切替申請書

(宛先)  御坊市長 殿  年 月 日提出	給 与 支 払 者	特 別 徴 収 義 務 者	フリガナ						担 当 者	所 属	
			名 称 (氏 名)							氏 名	
			所 在 地 (住 所)							電 話	— —
			<small>個人番号又は法人番号 (右詰めでご記入ください)</small>								
								納付書の要否	必要 ・ 不要		

給 与 所 得 者	フリガナ						生年月日	昭・平 年 月 日生		
	氏 名	(受給者番号)					左記の者について  ____月 ( ____ 月 ____ 日納入分) から当社で  特別徴収します。			
	1月1日 の住所									
	現住所									

申請理由 (☑をつけてください)		普通徴収での納付の状況 (いずれかに☑をつけてください)			
<input type="checkbox"/>	本人より特別徴収に変更する希望あり	<input type="checkbox"/>	ア. 年税額のうち、本人が納税通知書で第____期まで納付済みです。		
<input type="checkbox"/>	年度途中に入社したため	<input type="checkbox"/>	イ. 納税通知書の税額の全額未納です。		
<input type="checkbox"/>	その他( )	<input type="checkbox"/>	ウ. その他 ( )		

**【注意事項】**

- 1 重複納付を防止するため、普通徴収の納税通知書を必ず確認してください。
- 2 切替申請理由が(ア)に該当する場合は、納付済み期(下線の部分)を必ず記入してください。
- 3 誤読を避けるため、給与支払者・氏名にフリガナを必ず記入してください。
- 4 普通徴収分の納期を過ぎた分は、特別徴収に切替できません。本人が納めるようにお伝えください。
- 5 納期が近づいている分については、電話で切替ができるか確認してから提出してください。

特別徴収税額通知の受取方法

特別徴収義務者用	<input type="checkbox"/> 電子データ <input type="checkbox"/> 書面
納税義務者用	<input type="checkbox"/> 電子データ <input type="checkbox"/> 書面
通知先 e-mail	



**御坊市外の郵便局へ納入される  
特別徴収義務者の方にお願**

従来利用していた郵便局以外の郵便局で納入される場合は、右記の「指定通知書」に利用される郵便局名及び年月日を記入して第1回の納入書とともに郵便局に提出してください。

また、「郵便局指定通知書の提出について」を当市税務課宛に送付してください。

ただし、前年度までに納入機関として既に指定した郵便局に本年も納入される場合は、指定通知書の提出は必要ありません。

なお、郵便局以外に8頁に記載の各金融機関でも取り扱いますのでご利用ください。この場合、右の指定通知書は不要です。

取扱郵便局指定通知書提出先(控)
郵便局

年 月 日

和歌山県御坊市 宛

**特別徴収義務者**

所在地	
名 称	
指定番号	

**郵便局指定通知書の提出について**

次の郵便局を市・県民税特別徴収税額の納入取扱局として、指定通知書を提出しましたので通知します。

所在地	
名 称	郵便局

**指定通知書**

貴局を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて当市の市・県民税(特別徴収税額)取扱局に指定しましたので通知します。

- 1. 承認番号 貯業2第338号
- 1. 口座番号 00920-0-960280
- 1. 加入者の名称 御坊市会計管理者
- 1. 取りまとめ店 ゆうちょ銀行  
大阪貯金事務センター

年 月 日

和歌山県御坊市

郵便局長様

## こんなときは、以下の書類をお願いします。

こんなとき	提出書類	
納税者が退職や転勤等をしたとき	特別徴収に係る給与所得者異動届出書（税務課へ提出）	13頁
普通徴収から特別徴収に切り替えるとき	特別徴収への切替申請書（税務課へ提出）	14頁
事業所の所在地・名称を変更したとき	特別徴収義務者の名称・所在地等変更届出書（税務課へ提出）	15頁
納入に御坊市外の郵便局を利用するとき	指定通知書（郵便局へ提出） 郵便局指定通知書の提出について（税務課へ提出）	16頁
納期特例を適用するとき	特別徴収税額の納期の特例に関する申請書（税務課へ提出） * 税務課(0738-23-5504)へお問い合わせください。	

〈異動届出書、切替申請書、特別徴収義務者名称・所在地等変更届出書は、御坊市のホームページ(<https://www.city.gobo.lg.jp/>)からダウンロードできます。〉

※当課へ郵便を出されるとき、宛名ラベルとしてミシン目に沿って切り離してご使用ください。

〒644-8686 和歌山県御坊市藪350番地2 御坊市役所 税務課 行 (特別徴収関係書類在中)	〒644-8686 和歌山県御坊市藪350番地2 御坊市役所 税務課 行 (特別徴収関係書類在中)	〒644-8686 和歌山県御坊市藪350番地2 御坊市役所 税務課 行 (特別徴収関係書類在中)
--	--	--